

令和6年1月12日

「能登半島地震関連 消費者ホットライン」の開設について

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人国民生活センターでは、今般の地震で被災された地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）の方を対象として、以下のとおり「能登半島地震関連 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル（通話料無料）で消費生活に関する相談を受け付けることとしました。

これにより、被災地域及び被災者の方の負担軽減、被災地域の消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

●電話番号：**0120-797-188**<sup>記
い
や
や</sup><フリーダイヤル（通話料無料）>

※「050」から始まる IP 電話からはお受けできません。

※おかけ間違いにご注意ください。

●窓口開設日時：令和6年1月15日（月）10時

●相談受付時間：10時～16時<土日祝日含む>

●対 象：令和6年能登半島地震に関連する消費者トラブル

●対 象 地 域：新潟県、富山県、石川県、福井県

想定される相談例

○見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた工業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

○「保険金を使えばタダで住宅修理ができる」と言われたが本当か。

○市役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。

※対象地域以外の方の消費者トラブルについては、最寄りの消費生活センター等をご案内する消費者ホットライン（188番）におかけください（通話料有料）。

「能登半島地震関連 消費者ホットライン」
（国民生活センターウェブサイト）



令和6年能登半島地震関連情報
（消費者庁ウェブサイト）



○問合せ先
消費者庁 地方協力課
TEL: 03-3507-9175 担当：下村、神保
国民生活センター 相談情報部
TEL: 03-3443-1208 担当：岩崎、加藤